

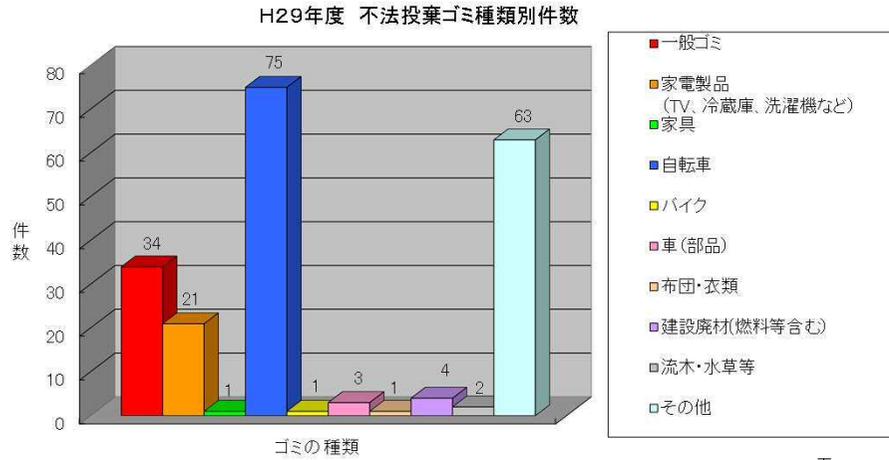
己斐出張所管内ゴミマップ

河川パトロールで発見した
ゴミ不法投棄件数

H29. 4~H30. 3

約205件

～太田川はゴミ捨て場ではありません～



不法投棄は「犯罪」です！

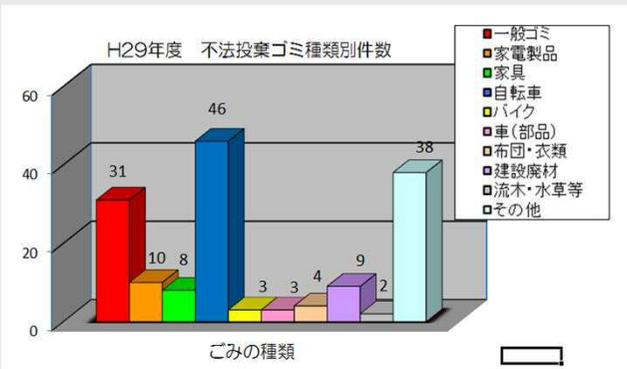
不法投棄をした者は、5年以下の懲役若しくは、1千万円以下の罰金に処され、または併科されます。投棄を目撃された方は、直ちに警察(110番)又は、太田川河川事務所(221-2436)へ通報してください。



※図面上の着色は、その箇所での代表的なゴミの種類を示しています。

太田川河川事務所 己斐出張所 082-271-1418

大芝出張所管内 太田川・古川・旧太田川 ゴミマップ【平成29年度実績】



このゴミマップは、平成29年度(平成29年4月～平成30年3月)に河川パトロールが、ゴミ不法投棄を発見した場所を表しています。



凡例

- 一般ゴミ
- 家電製品
- 家具
- 自転車
- バイク
- 車(部品)
- 布団・衣類
- 建設廃材
- 流木・水草等
- その他



注) ゴミ投棄写真は現実のものを掲載していますが、本図面で貼付している場所とは一致していません。また、写真はほんの一部です。

☆不法投棄を見つけたら
下記までご連絡下さい。

国土交通省 太田川河川事務所
大芝出張所 TEL 237-3404

可部出張所管内 太田川・根谷川・三篠川 ゴミマップ 【平成29年度実績】

不法投棄は犯罪です！

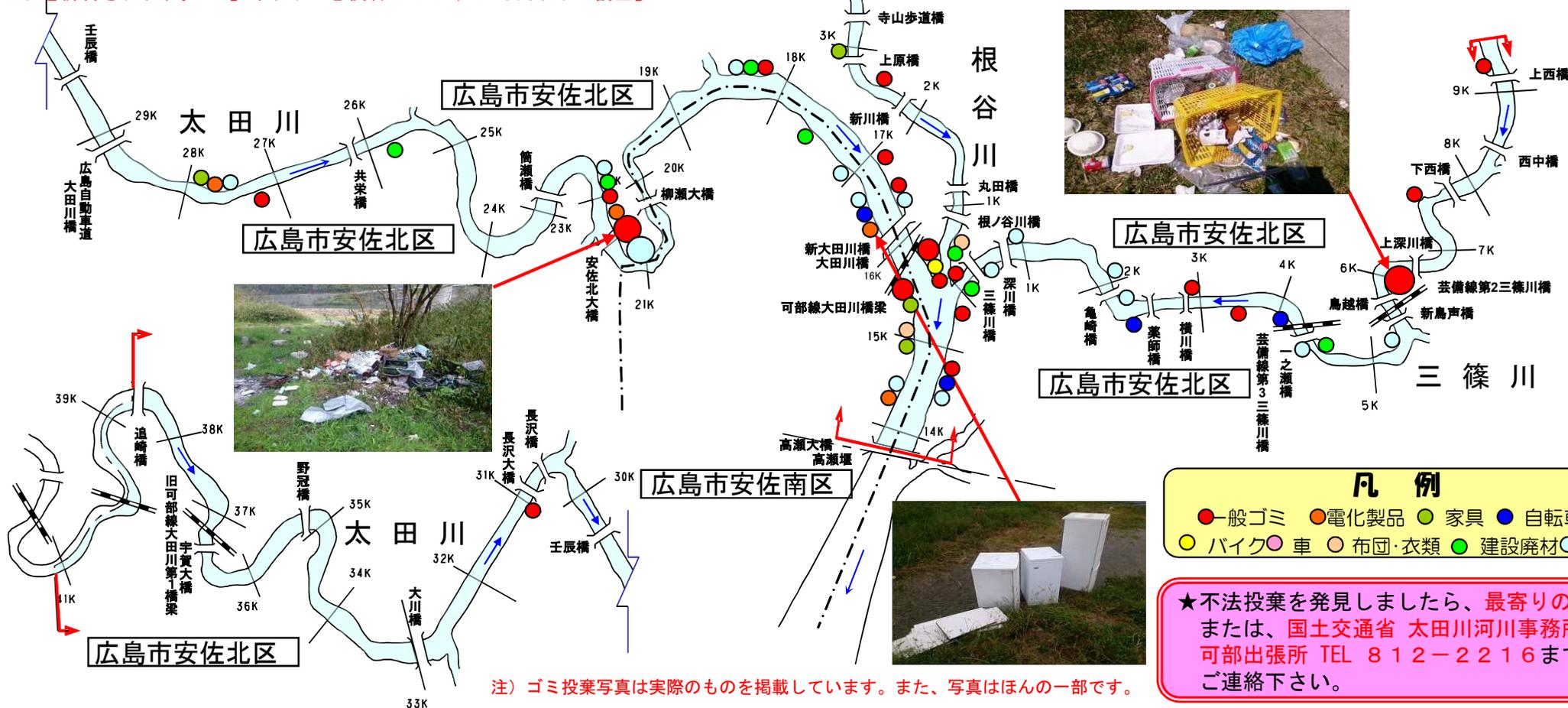
可部出張所管内における不法投棄の発見回数(右図)は、近年減少傾向にありましたが、H29年度は増加しております。
 多量の投棄や悪質な物も多く発見されております。
 ゴミの不法投棄は、地域的美観が損なわれるだけでなく、わたくし達の生活の源である川の水を汚染する恐れもあります。
 そういった違法行為に多くの人が悲しんでいます。
 引き続き、広島市、警察と連携しながら、積極的に取締りを実施して参ります。

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物を投棄した場合、以下の刑に処せられ、又はこれを併科されます。【5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金】

平成29年度 可部出張所管内 不法投棄発見回数集計表



※ このゴミマップは、平成29年度(平成29年4月~平成30年3月)に河川パトロール等により、ゴミ不法投棄を発見した場所を表しています。



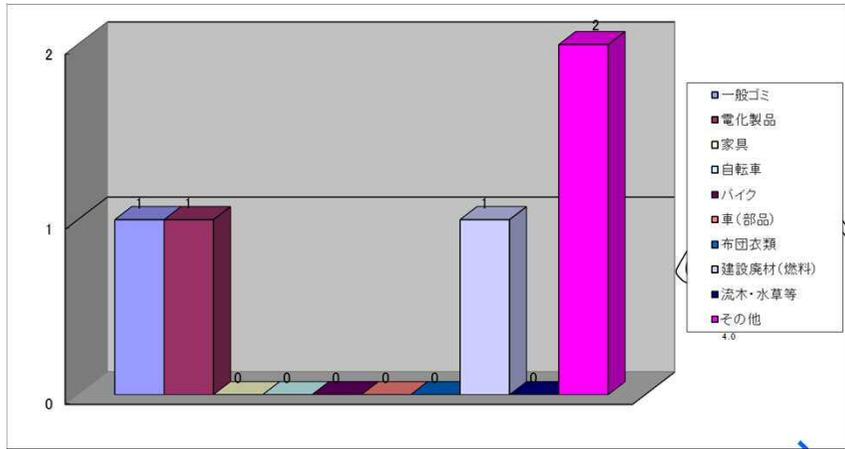
凡例

- 一般ゴミ
- 電化製品
- 家具
- 自転車
- バイク
- 車
- 布団・衣類
- 建設廃材
- その他

★不法投棄を発見しましたら、最寄りの警察または、国土交通省 太田川河川事務所 可部出張所 TEL 812-2216まで、ご連絡下さい。

注) ゴミ投棄写真は実際のもを掲載しています。また、写真はほんの一部です。

加計出張所管内ゴミマップ【平成29年度】H29.4~H30.3



～太田川はゴミ捨て場ではありません～

- 凡例
- 一般ゴミ ● 電化製品 ● 家具 ● 自転車
 - バイク ● 車(部品) ● 布団・衣類
 - 建設廃材(燃料) ● 流木・水草等 ● その他

不法投棄は犯罪です!!
 河川を利用する一人ひとりがモラルを持ち
 美しい自然環境を守りましょう。



家庭ゴミ



冷蔵庫

このゴミマップは、平成29年度(平成29年4月～平成30年3月)に河川パトロールが、ゴミ不法投棄を発見した場所を表しています。



☆不法投棄を発見しましたら、下記まで連絡をお願いします。

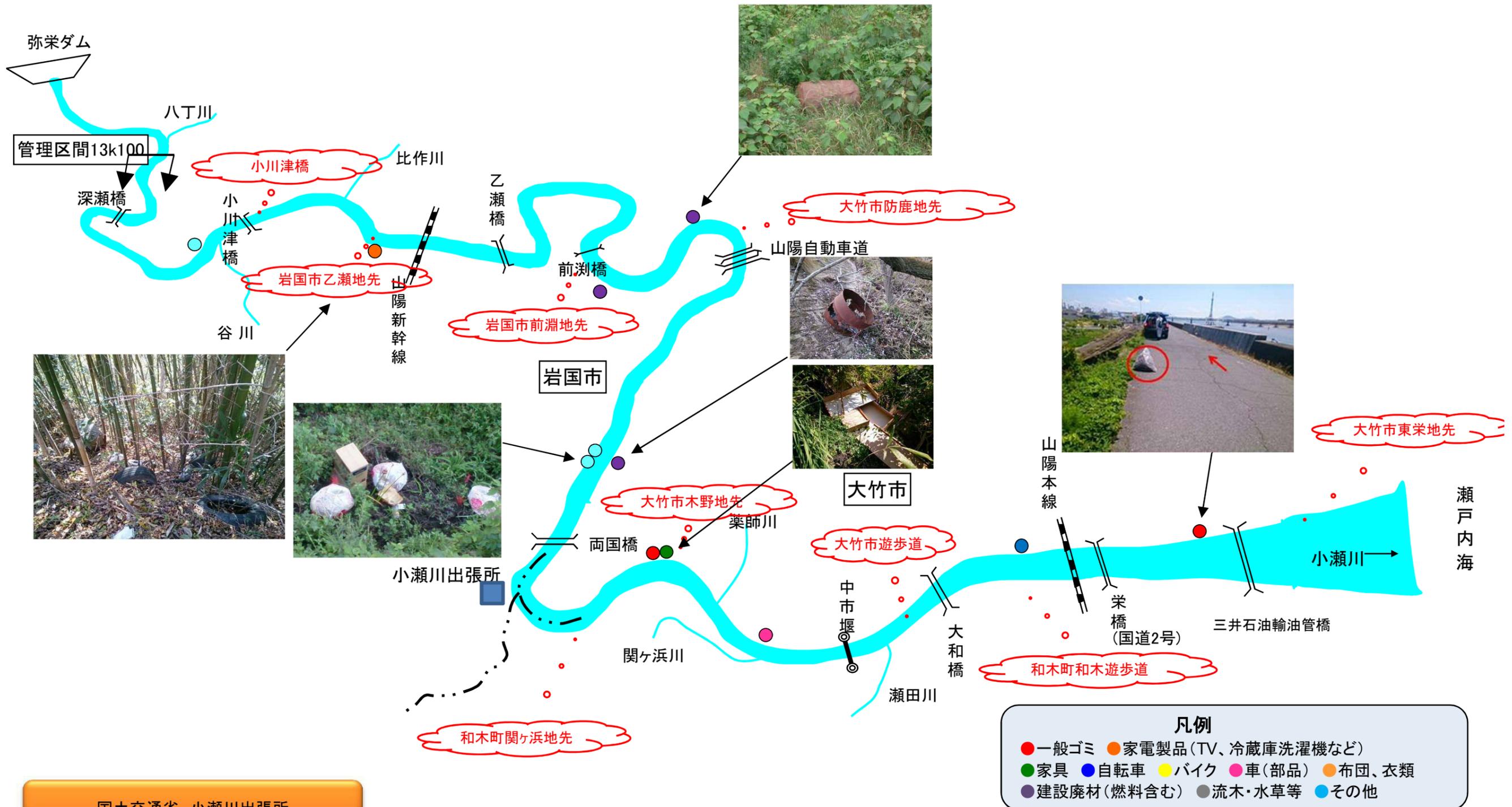
国土交通省 太田川河川事務所 加計出張所
 TEL (0826)22-1521

注)ゴミ投棄写真は現実のものを掲載していますが、本図面で貼付している場所とは一致していません。また、写真はほんの一部です。

小瀬川出張所管内 ゴミマップ

ゴミは立派な資源です。捨てれば沢山の人々の手がかかり、お金が掛かります。
ゴミは、分別し決められた収集日に資源として出しましょう。

平成29年度版



国土交通省 小瀬川出張所
TEL 0827-52-2245